

第5回ホスピタルエンジニア認定のための講習会

2日目：平成28年1月24日（日）

講義名：2．給排水衛生設備 講義内容における質問の回答

質問内容：講習会テキスト〔第5版〕p．126 表5－7 廃棄物の種類中の記載内容

非感染性廃棄物（上記以外のもの）も感染性廃棄物と記載されているが、誤植ではないか。

質問回答：非感染性の廃棄物であっても、感染性廃棄物と同等の取り扱いとすることを示しています。なお、本テキストは基本的内容を記載しており、実際の運用は、各関係法令、当該市町村または都道府県の指導等に準拠することになります。

以下に「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄処理マニュアル（平成24年5月）環境省」p．3の記載内容を示しますので、ご参照ください。

通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該否について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

9. ごみ処理システム

9.1 概要

ごみ処理システムは建築物からの廃棄物を「収集・運搬」し、「保管(集積・分類・貯留・中間処理)」し、「搬出」するまでの設備システムである。

一般のビルと異なり医療関係機関の場合には、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成24年5月・環境省)に従い、感染性廃棄物を適切に分類し処理する必要がある。感染性廃棄物は、白ら滅菌処理して建築物外に搬出する他に、適法な許可を有する処理業者に滅菌処理を委託して搬出することができる(表5-7)。

9.2 システムの構成

9.2.1 収集・運搬

1) ごみコレクタ

分別し収集する廃棄物に対応した容器のこと。感染性廃棄物には①密閉できること、②損傷しにくいこと、③収納しやすいことが要求される(図5-67)。

ごみはその発生場所で、①感染性廃棄物、②非感染性廃棄物(医療行為等に伴って生じる廃棄物のうち感染性廃棄物以外の廃棄物)、③上記以外の廃棄物(紙屑、厨芥等)に分別する。感染性廃棄物は梱包が容易にできるよう、排出時に①液状または泥状



図 5-67 ごみコレクタの例

のものと固形状のものに分別する。②鋭利なものは他の廃棄物と分別する(表5-8)。

感染性廃棄物は移動の途中で内容物が飛散・流出する恐れがないよう、容器ごとカート等により移動する。施設内での内容物移し替えは飛散・流出の観点から望ましくない。

2) 保管(集積・分類・貯留)

・ごみ処理設備室

運搬されたごみを分類し、感染性廃棄物の場合は発生場所から容器ごと集積する。

排出期間に対応し、腐敗防止が要求される場合には冷蔵設備を設置する。

感染性廃棄物は混入をさけるため一般廃棄物とは区画し保管する。

表 5-7 廃棄物の種類

廃棄物の種類			判断基準
産業廃棄物	<u>感染性廃棄物</u>	感染性廃棄物	形状・排出場所・感染症の種類で判断
		<u>非感染性廃棄物</u>	<u>上記以外のもの</u>
一般廃棄物			紙屑、厨芥、木くず等

表 5-8 ごみコレクタの種類

廃棄物の性状	コレクタ(容器)
液状または泥状	密閉型容器
固形状	丈夫なプラスチック袋(二重使用)、堅牢な容器
鋭利なもの	金属製、耐貫通性のある堅牢な容器

ポイント

- ・ごみ処理システムは「収集・運搬」「保管」「排出」するまでの設備である。
- ・ごみコレクタとは収集する廃棄物に対応した容器のことである。

業系一般廃棄物、感染性産業廃棄物を処理したものは産業廃棄物として、
れ処理することとなる。

- 3 感染性廃棄物のうち、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）等によって規制される廃棄物については、本マニュアルのほか、当該法令に基づいて取り扱うこととなる。
- 4 本マニュアルの対象となる者は、感染性廃棄物の処理に関わっているすべての者であり、医療関係機関等のほか、医療関係機関内で感染性廃棄物を取り扱う清掃業者、感染性廃棄物の処理の委託を受けた収集運搬業者、処分業者、感染性廃棄物の処理をその事務として行う市町村、都道府県等である。

1. 4 感染性廃棄物の判断基準

感染性廃棄物の具体的な判断に当たっては、1、2 又は 3 によるものとする。

1 形状の観点

- (1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの
- (4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの

2 排出場所の観点

感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

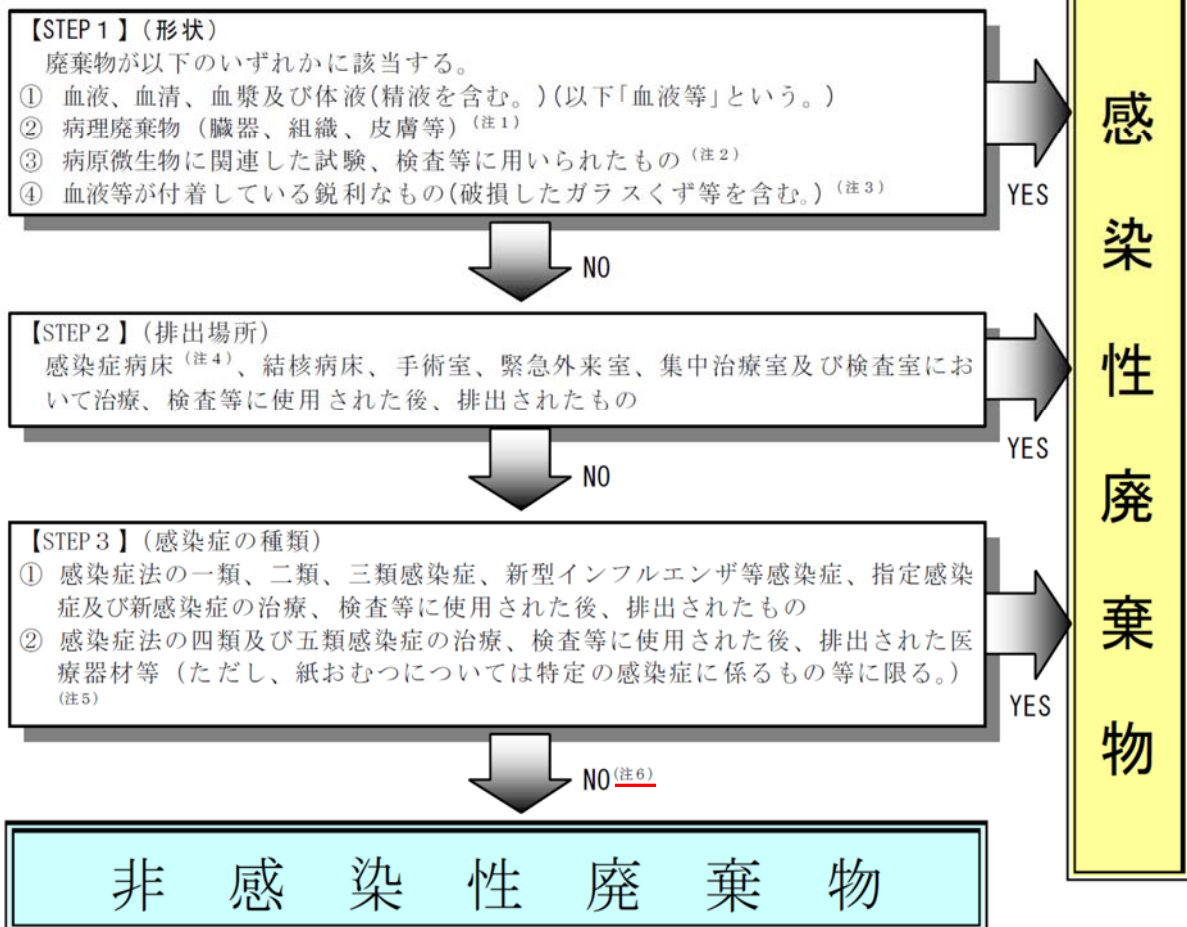
3 感染症の種類

- (1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- (2) 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）

通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該否について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

感染性廃棄物の判断フロー



（注） 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

（注1） ホルマリン漬臓器等を含む。

（注2） 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

（注3） 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

（注4） 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

（注5） 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスプレイの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液パック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等

なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ（参考1参照）は、血液等が付着していない場合は感染性廃棄物ではない。

（注6） 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。